

第4回【医療保険制度の沿革と概要】日本の医療保険制度の歴史的変遷、全体像

社会保障 II

11月10日

第5章第1節 医療保険制度の概要

(1) 公的医療保険の体系

(2) 公的医療保険の類型

p.114-123

3限目 13:00 ~ 14:30

講義室 304

担当：原 俊彦

1

今日のお話

第5章 社会保障制度の体系

第1節 医療保険制度の概要

1. 公的医療保険の体系

2. 公的医療保険の類型

ここでは、

1) 日本ではすべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、保険料を納めることで、すべての保険医療機関で医療サービスを受けることができる国民皆保険（1961年昭和36年）が実現したが、歴史的な経緯から一元的な制度体系にはなっていない。

2) 公的医療保険には、①職域保険⇒健康保険、②地域保険⇒国民健康保険、③高齢者医療⇒後期高齢者医療制度の3つの流れがある。

2

第1節 医療保険制度の概要

1. 公的医療保険の体系

【1】多元的な制度体系による国民皆保険

□ 日本ではすべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、保険料を納めることで、すべての保険医療機関で医療サービスを受けることができる国民皆保険（1961(S36)年）が実現したが歴史的な経緯から一元的な制度体系にはなっていない。

□ 複数の制度、複数の運営主体（保険者）による多元的な制度体系のもとで運営されており、制度ごとに根拠となる固有の法律があり、保険者ごとに保険料の算定に違いがある⇒同じ社会保険方式の労働者災害補償保険、雇用保険との違い

注意：①医療保険と②健康保険は同じ意味で使われるが、①は民間の保険も含むのに対し②は公的保険のみをさすという違いがある。

3

第1節 医療保険制度の概要

1. 公的医療保険の体系

【2】公的医療保険の沿革

日本の公的医療保険：①職域保険②地域保険③後期高齢者医療制度（75歳以上の人）の3つがある。

①職域保険・被用者保険（健康保険：いわゆる**健保・けんぽ**）が最も古く、1922（T11）年の健康保険法に遡る。第一次世界大戦後の労働運動への対応・ドイツのビスマルクの疾病（しっぺい）保険制度（1883年）のマネ。75歳未満。

②地域保険（国民健康保険：①以外。75歳未満。いわゆる**国保・こくほ**）1938（S13）年国民健康保険法の制定、非被用者の農村中心の保険、当初、任意だったが健民健兵政策で皆保険化する。

* 戦後、新憲法下で制度再構築となり、①と②を合わせ**国民皆保険（1961(S36)年）**が実現。しかし2本立ては変わらず。

4

第1節 医療保険制度の概要

1. 公的医療保険の体系

【2】公的医療保険の沿革

③後期高齢者医療制度（75歳以上の人）：

75歳の誕生日を迎えると（65歳以上の一定の障害の方も含みます）、全員がそれまで加入していた医療保険から後期高齢者医療制度に入る。**2008（H20）年から導入。**

1973（S48）年 **老人医療費無料化**

1982（S57）年、老人保険法が成立（高齢者の医療費を異なる保険制度間で調整）

2006（H18）年、医療制度構造改革で見直し。

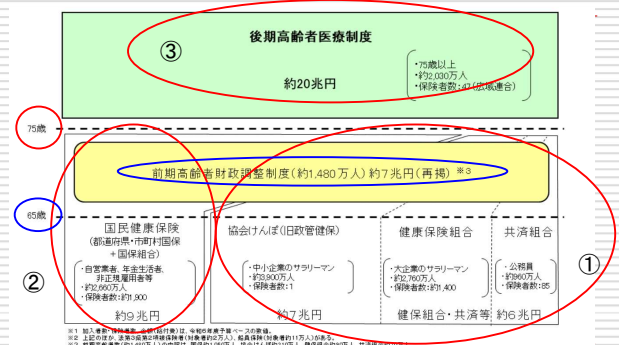
2008（H20）年後期高齢者医療制度（老人保険法⇒「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称変更。75歳以上を対象とした独立した制度が発足する。

具体的には、図を参照

* 介護保険制度は2000年（平成12年）。後期高齢者医療制度は8年後

5

図5-1 医療保険制度の体系



出典：厚生労働省HP「我が国の医療保険について」

6

日本の公的医療保険の種類

国民健康保険(国保)は、組合+協会+共済(健保)、75歳以上の後期高齢者(後期高齢者医療保険)を除く、その他の人(退職者も)の受け皿。

国民皆保険:生活保護受給者などを除き、すべての人はいずれかの公的医療保険に加入せねばならない(1961年)。

医療保険の種類 | ほけんの窓口【公式】 | 保険比較・見直し・無料相談 (hokennomadoguchi.com)

公的医療保険の種類

	加入者	運営者
組合健保	主に大企業の従業員	各企業
協会けんぽ	主に中小企業の従業員	独立行政法人
共済	公務員・教員	各組合
後期高齢者医療制度	後期高齢者等(75歳以上)	後期高齢者医療広域連合(都道府県単位)
国民健康保険	上記以外	市区町村

7

健康保険の加入義務と支払い義務

□ 日本では、誰もが生まれてから74歳まで何らかの健康保険に加入する義務があります。ただし何歳から「自分で保険料を支払うか」は、その人の状況により異なる。

★年金：国民年金の強制加入: 日本国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人。厚生年金の強制加入: 会社員や公務員として働く方は、70歳未満であれば勤務先を通じて加入。支払いは源泉徴収

8

図5-1 医療保険制度の体系

日本の公的医療保険制度の構成(人数・予算)

列1	万人	列2	兆円	列3
国保	2660	21.6%	9	21.4%
協会けんぽ	3900	31.7%	7	16.7%
健康保険組合+共済組合	3720	30.2%	6	14.3%
後期高齢者医療制度	2030	16.5%	20	47.6%
合計	12310	100.0%	42	100.0%

後期高齢者医療制度の加入者は全体の16.5%、予算の47.6%

公的医療保険の71.5%は65歳未満、予算の35.9%

日本の公的医療保険制度の構成(人数・予算・年齢別)

列1	万人	列2	兆円	列3
後期高齢者医療制度	2030	16.5%	20	47.6%
前期高齢者財政調整制度	1480	12.0%	7	16.7%
65歳未満	8800	71.5%	15	35.7%
合計	12310	100.0%	42	100.0%

出典:厚生労働省HP「我が国の医療保険について」

9

図5-1 医療保険制度の体系

自己負担【6歳未満 2割、75歳以上 1割、その他3割】

- それぞれの年齢層における一部負担(自己負担)割合は、以下のとおり。
 - ・ 75歳以上の者は、1割(現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割)。
 - ・ 70歳から74歳までの者は、2割(現役並み所得者は3割)。
 - ・ 70歳未満の者は3割、6歳(義務教育就学前)未満の者は2割。



出典:厚生労働省HP「我が国の医療保険について」

10

第1節 医療保険制度の概要

2. 公的医療保険の類型

【1】職域保険

□ 職域保険：職単位域(同業種単位、企業単位)で形成された医療保険で、被用者保険(一般被用者保険、特定被用者保険)と職種別・同種同業者保険に区分される。

➢ 被用者保険：主流。企業や事業所のサラリーマン・OL、公務員、船員など。⇒いわゆる健康保険(けんぽ)

* 例外は国保組合：土木・建築業、理容・美容業、医師・歯科医師、弁護士などは、歴史的経緯から国保(国民健康保険法を適用。このため地域保険に区分される)。

* ただし、病院・弁護士事務所などの事業者が協会けんぽに加入している場合を除く。

第1節 医療保険制度の概要

2. 公的医療保険の類型

【2】一般被用者保険(健康保険)けんぽ

一般被用者保険(健康保険)には①組合管掌健康保険(組合健保)と②全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)がある。

：健康保険法の対象は常時5人以上の従業員を雇用する事業者及び法人事業者が強制適用事業所となるが、手続きにより任意適用事業所になることもできる。また適用事業所の被用者(日雇・臨時雇用を除く)は健康保険の被保険者となることが義務づけられている。

第1節 医療保険制度の概要

2. 公的医療保険の類型

【2】一般被用者保険（健康保険）けんぽ

① 組合管掌健康保険（組合健保）

主に大企業（そのグループ企業）の会社員とその扶養者（扶養家族）が加入。保険者は健康保険組合を担う。

単一型（一企業で設立。被保険者数700人以上）

総合型（同業の複数企業で設立。被保険者数3000人以上）

地域型（同一都道府県内で合併した場合）がある。

組合健保全体で、2024（R6）3月時点で、全国1400組合、約2760万人

保険料率：標準報酬月額に応じ、3%から13%（2025年度の平均9.43%）。事業主負担：2分の1以上。組合数は減少傾向。赤字の健保組合は全体の76%にあたる1043組合にのぼる。

13

第1節 医療保険制度の概要

2. 公的医療保険の類型

【2】一般被用者保険（健康保険）けんぽ

② 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）

主に中小・零細企業の会社員とその扶養者が加入。かつての政府管掌健康保険が2009年の社会保険庁の廃止を前に、保険者が全国健康保険協会に移管されたもの。

協会けんぽ加入者は、2024（R6）3月時点で、約3900万人。保険料率は都道府県単位：10%程度（バラツキがある。最低9.44%沖縄—最高10.78%佐賀県）。事業主負担：2分の1に固定。標準報酬月額の等級は1から50まで。

★協会けんぽとは別に、全国健康保険協会が保険者となっている健康保険法第3条第2号被保険者（日雇特例被保険者）を対象とする健康保険がある。

14

第1節 医療保険制度の概要

2. 公的医療保険の類型

【3】特定被用者保険（共済等）けんぽ

特定被用者保険（共済等）は、公務員、私立学校の教職員、船員を対象とした医療保険で、①国家公務員共済組合②地方公務員共済組合、③私立学校教職員共済制度、④船員保険がある。

① 国家公務員共済組合

国家公務員共済組合法により、国家公務員とその扶養者が加入する共済組合で、各省庁＋衆議院・参議院の共済組合など20団体ある。

② 地方公務員共済組合

地方公務員等共済組合法により、地方公務員とその扶養者が加入する共済組合で、東京都職員、地方職員、指定都市職員、市町村職員、都市職員、都道府県警察職員、警察庁職員などが加入する警察共済組合、公立学校共済など64団体がある。

15

第1節 医療保険制度の概要

2. 公的医療保険の類型

【3】特定被用者保険（共済等）けんぽ

③ 私立学校教職員共済制度

私立学校教職員共済法により、私立学校の教職員とその扶養者が加入する制度で、日本私立学校振興・共済事業団（1事業団）で運営されている。

①＋②＋③＝共済組合：85団体、2024（R6）年で加入者約960万人

④ 船員保険

船員として船舶所有者に使用されている者を対象とする制度であるが、2010（H22）年からは全国健康保険協会が保険者となっている。

★つまり、実質的には一般被用者保険（健康保険）

16

第1節 医療保険制度の概要

2. 公的医療保険の類型

【4】地域保険（国民健康保険）こくほ

地域保険には国民健康保険法による①国民健康保険（市町村国保）と②国民健康保険組合（国保組合）がある。

① 国民健康保険（市町村国保）

自営業・農林水産業者、無業者の他、75歳未満の年金生活者、非正規雇用者やその家族など、被用者保険に加入しない地域住民を対象とする公的医療保険。

職場の健康保険に加入している人とその家族（被扶養者）、生活保護を受けている人などを除き、その市区町村に住んでいる人はすべてその市区町村が行う国民健康保険に加入しなければならない！

★1961年の国民健康保険法＝国民皆保険＝義務化された。

★2015年改正⇒2018年から都道府県と市町村が共同保険者だが、便宜上、市町村国保と呼ぶ

17

第1節 医療保険制度の概要

2. 公的医療保険の類型

【4】地域保険（国民健康保険）こくほ

保険料は、世帯所得・資産に応じる応能制＋世帯人数により変動する世帯別平等割＋被保険者均等割などの要素を加味して市町村が決定。地域により異なる。保険料というより保険税。足りない分：公費（給付の50%）が投入されている。

② 国民健康保険組合（国保組合）

国民健康保険の対象となる自営の同種同業者（300人以上）の組合。地域を越え業種・業務で加入が可能だが、大半の組合は加入できる地域が限定される。本来は職域保険だが、国民健康保険法との関係で地域保険。歴史的経緯から土木・建築業、理容・美容業、医師・歯科医師、弁護士に限られる国保組合は164団体、加入者は300万人に満たない。

18

第1節 医療保険制度の概要
2. 公的医療保険の類型
【5】後期高齢者医療制度こうきこうれい

2008（H20）年4月からスタートした最も新しい公的医療保険制度。75歳以上を対象とした独立した制度。**すべての人は、74歳まで加入していた公的保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入、保険料の支払いを求められる。**

保険料；保険料率：国保同様、複雑で地域や所得により異なる。

運営主体：全市町村加入の都道府県ごとの47の広域連合。

2024（R6）現在、加入者約2030万人。2022（R4）から2025（R5）に、第1次ベビーブーム世代（団塊の世代）が加入し、急増している（2025年問題）。

19

次週

次回は11月17日

#5【健康保険と共済制度】被用者保険制度の概要、目的、対象、費用負担

第5章第1節医療保険制度の概要

(3)保険給付の種類と内容（4）医療保険の各制度の財源と保険財政

p.123-130

20

20